

# 少年

第478号(1) 令和8年1月(陸月)発行



山梨県警察本部  
生活安全部 人身安全・少年課  
甲府市丸の内1-6-1  
055-221-0110 内線3082  
少年対策官 島口浩二

## ～たずさえる～

『雪降れば 冬ごもりせる 草も木も 春に知られぬ 花ぞ咲きける』  
(紀貫之)



新しい年を迎えた。春には多くの子どもたちが、進学や就職といった人生の節目に立つ。冬は、その先の未来を思い描く大切な準備の期間である。そんな子どもたちにとって大きな支えとなるのは、古きよきものを尊びながら新しいものを学び、子どもを取り巻く現在の環境を広い視野で理解したうえで普遍的な価値を伝えていく、そのような大人の存在なのである。

現代社会は、大人たちが経験してきた「将来が見通せた社会」とは大きく異なっている。非正規雇用や契約社員、パート、スポットバイトといった働き方はもはや特別なものではなく、新卒一括採用や終身雇用、年功序列といった日本型雇用システムも、すでに大きな転換期に入っている。かつて職業を選ぶことは、人生の道筋を定める重要な機会であり、自らの能力や適性を見つめながら、「どのように生きるか」を深く考える営みでもあった。職業選択は「自らを知る」過程であり、人生観そのものと強く結びついていたのである。

しかし現在、その前提となっていた職業観や人生観は、現実とのずれを生み始めている。不確実性の高い社会では、時間や心身の余裕を守ることを優先せざるを得ない場合もあり、転職や多様な選択が増えている。その背景には、「我慢が足りない」という単純な批判では捉えきれない、社会の構造的な変化がある。このような社会状況を踏まえ、一人ひとりが置かれている状況や、そこから生まれる選択の背景を理解したうえで、社会全体の課題として向き合う姿勢が求められる。

こうした不安定さが極端な形で表れている一つの例が、闇バイトの問題であろう。SNSの利用を制限すればよい、あるいは個人のモラルの問題だ、などと決めつけるのでは、根本的な解決にはつながらない。正規と非正規、合法と違法の境界が見えにくくなった社会では、危うい選択肢が日常の身近なところに存在している。そのような環境が生まれている現実を、個人の責任として切り離すのではなく、社会全体の課題として捉えることで、よりよい方向へ向かう手がかりになる。

だからこそ、私たち大人には、自らの経験や既存の価値観だけで「いま」を評価しない姿勢が求められる。教育の問題は教育現場だけ、雇用の問題は企業だけが考えればよいという時代ではない。雇用の不安定さは若者の不安や焦りと結びつき、ときに逸脱行動とも関係している。社会の問題は分野ごとに分断されているのではなく、一人ひとりの生活の中で複雑に絡み合っているのである。

努力の積み重ねや人とのつながりの大切さなど、時代が変わっても失われない価値は確かに存在する。ただし、それらを過去の成功体験のまま現在に当てはめることができない場合があることも、同時に理解しなければならない。

大人が安易な比較をせず、広い視野で「いま」の社会について学んだうえで判断すること。既存の価値を一方的に押し付けるのではなく、現実に即した形で伝えていくこと。その積み重ねが、子どもたちが安心して成長できる社会を形づくり、健全な成長を支える土台となるのである。

## 刻(とき)

ことしもそうだった。年末年始には、毎年かかさず行うことがある。

ひとつは、大晦日に蕎麦を食べること。

年の暮れの静けさの中で、一年の終わりをしみじみと味わう。

もうひとつは、元旦に近所の神社へ初詣に出かけ、干支にちなんだおみくじを引くこと。

書かれた言葉を、信じるでもなく疑うでもなく、新しい一年への小さな願いとして胸にします。

繰り返すたび、「去年もこうしていたな」と、去年の自分と重なり、

少しずつ積み重ねてきたものに気づく。

たとえ大きな変化がなくとも、そこには歩んできた日々の軌跡が、確かにはあるのだろう。

## 初発型非行の防止

令和7年1~12月中の初発型非行検挙・補導人員（暫定値）は41件でした。初発型非行とは、犯行手段が容易で動機が単純であることを特徴とするもので、本格的な非行へ深化していく危険性が高い、初期段階の少年非行といわれています。統計上は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領（持ち主がはっきりしない物を持ち去る）を言います。初発型非行の中で最も件数が多いのは「万引き」です。万引きは窃盗罪です。その行為をしてしまえば、代金を払ったとしても品物を返したとしても罪は消えません。また、刑法第60条に、「2人以上共同して犯罪を実行したものは、すべて正犯とする。（※「正犯」とは「主犯」のことです）」とあります。一緒にいても同様の罪になるということです。軽率な行動は厳禁です。

### 【万引き】

- ★少額でも【窃盗罪】
- ★見張り役でも共犯【窃盗罪】
- ★いじめや脅しで他の人にさせても【窃盗罪】
- ★万引きした品物と知つてもらうと【盗品等無償譲受罪】
- ★盗品の運搬や保管、売買などに関わると【盗品等運搬罪】【盗品等保管罪】【盗品等有償譲受罪】【盗品等有償処分あっせん罪】

28件  
/41

### 【自転車盗・オートバイ盗】

- ★他人の自転車やバイクを勝手に乗り回すと【窃盗罪】
- ★免許の無いままバイクを運転すると【道路交通法違反（無免許運転）】

11件  
/41

### 【占有離脱物横領】

- ★持ち主がはっきりしない物でも勝手に持ち去ると犯罪です。
- ★1年以下の拘禁または10万円以下の罰金、もしくは科料

2件  
/41

### 「闇バイト」は犯罪です！

SNSやインターネット掲示板などには、仕事の内容を明らかにせずに短時間で高収入が得られるなど、甘い言葉で犯罪の実行者、いわゆる「闇バイト」を募集する投稿が掲載されています。ついでに応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の手先として利用され、犯罪行為に加担させられてしまいます。闇バイトはアルバイトではなく犯罪です。やめたいと思っても犯罪組織から脅されて、逮捕されるまでやめられません。逮捕されたあとに待ち受けるのは、拘禁刑や被害者への損害賠償です。もちろん、犯罪組織は助けてくれず闇バイトは使い捨てです。警察では、少年が事の重大性を十分に認識することなく、安易な考え方から特殊詐欺や強盗等の犯罪に加担してしまうことのないよう、広報啓発等の取組をしています。困ったときには、すぐに相談をしてください。

罪名	刑罰
詐欺（受け子・出し子）	10年以下の拘禁
犯罪収益法移転防止法違反（銀行口座の売買・受取）	1年以下の拘禁、100万円以下の罰金
携帯電話不正利用防止法違反（携帯電話の売買・受取）	2年以下の拘禁、300万円以下の罰金
強盗	5年以上の有期拘禁
強盗予備	2年以下の拘禁
強盗致傷	無期又は6年以上の拘禁
強盗致死	死刑又は無期拘禁
盗品等に関する罪（盗品等有償処分あっせん罪、盗品等運搬罪等）	10年以下の拘禁及び50万円以下の罰金



**SNS** で「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「Telegram」などのアブリで連絡し、強盗などの凶悪な犯罪をさせ行なう行為が横行しています。

**大金** がもらえると身分証などの個人情報を送ると、脅されるなど巧妙な方法で、凶悪な犯罪に加わることを断れない状況にされます。

**少年** であっても、このような犯罪に加われば、必ず捕まります!! 勉強しく処罰されます!!

犯行を指示している人に住所や名前を知られていても、警察はあなたやあなたの家族を絶対に守ります!! 犯罪に加わる前に、勇気を持って周りの信頼できる大人や、近くの警察に相談してください。

**一人で悩まないで！ まず相談！**

「これは犯罪なの？」と悩んでいたら  
 警察相談専用電話  
 #9110

犯罪等で困っていたら  
 各都道府県警察本部  
 少年相談窓口